

苫小牧市生活支援サービスモデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市生活支援サービスモデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）に基づく苫小牧市生活支援サービスモデル事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業にモデル的に自主性及び自発性を持って取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、事業を適正に遂行できる能力を有していると市長が認める団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、第6条に規定する事業採択の通知を受けた日の属する年度に実施するもので、新しい総合事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 訪問型サービスA（緩和型サービス）
- (2) 訪問型サービスB（住民主体による支援）
- (3) 訪問型サービスD（移動支援）
- (4) 通所型サービスA（緩和型サービス）
- (5) 通所型サービスB（住民主体による支援）
- (6) 栄養改善を目的とした配食
- (7) 住民ボランティア等が行う見守り

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治、宗教又は選挙活動にかかわる事業
- (3) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けている事業
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認める事業

(提案の手續)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「提案団体」という。）は、生活支援サービスモデル事業提案書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による提案があったときは、当該提案の内容を審査してその適否を決定し、その結果を生活支援サービスモデル事業採択（不採択）決定通知書（様式第2号）により、提案団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助対象事業において、目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない細部について変更を行う場合。

(2) 補助対象事業に要する経費全体又は補助金交付決定額について20パーセント以内の変更を行う場合。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条の決定通知を受領した日から14日以内に、交付申請取下届出書(様式第5号)を市長に提出することにより、補助金の交付申請の取下げをすることができる。

(補助対象経費等)

第9条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接的に要する経費とする。

(2) 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、補助金の概算払をする必要があると認める場合には、予算及び第6条の交付決定額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、生活支援サービスモデル事業補助金請求書(様式第6号)による。

(実績報告)

第12条 採択団体は、当該事業が終了した日の翌日から起算して30日以内又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、生活支援サービスモデル事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第13条 市長は、採択団体から前条の規定による実績報告の提出があったときは、内容を精査の上、交付額の確定を行い、生活支援サービスモデル事業補助金交付決定書(様式第8号)により、採択団体に通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 市長は、前条の規定による額が、既に交付した補助金の額より不足しているときは、その不足する部分について追加交付し、既に交付した補助金の額を超えているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、第7条第1項第2号による事業の中止又は廃止の申請があったとき及び補助事業者において、次に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 法令、本要綱又は市長の処分に違反したとき

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

(3) 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

(4) 交付決定後に生じた事情変更等により、補助事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき

(5) 補助事業完了前に、補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき

(帳簿等の保存期間)

第16条 補助事業者は、補助金に関する経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を備え、補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。